

平成 29 年度第 2 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 30 年 2 月 7 日（水）18 時 30 分～20 時 30 分

会 場：たかじょう庁舎 6 階会議室

欠席委員：齋藤委員，吉川委員

公開区分：公開

（子育て給付課 中屋課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成 29 年度第 2 回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

私は、こども未来部子育て給付課長の中屋でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。

本日の会議では、高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況などにつきましてご報告をさせていただきます、ご議論いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、本日は、齋藤委員，吉川委員がご都合により欠席とのご連絡をいただいております。また、本日ご出席いただいております小野委員は、所用のため午後 8 時頃退席されますことを予めお知らせさせていただきます。

続きまして、お配りさせていただいた資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第，委員名簿，座席表。そして、議事（2）関連で、資料 2－1 高知市子ども・子育て支援事業計画（変更案）。資料 2－2 高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について。以上でございます。なお、議事の（1）関連，資料 1－1 重点施策の取組状況への評価について。資料 1－2 重点施策の取組状況について。資料 1－3 実施状況等確認表。資料 1－4 数値目標実績表につきましては、事前に送付させていただいております。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長，よろしくお願いたします。

（有田会長）

それでは、会次第に従いまして議事を進めてまいります。なお、本日の会議ですけれども、これまでと少し変更させていただきたいお願がございます。これまでの会議の傾向といたしまして、前半の重点施策の時間が多くかかったということがございましたので、後半の重点施策につきまして十分な時間がとれなかったという経緯がございました。

そこで、今回は、重点施策の取組状況につきまして、事務局の説明が終わったあとの質疑はそれぞれ 10 分程度で一旦打ち切って、全ての重点施策の報告、質疑が終わったあとに

全体の質疑の時間をとるといふかたちで進めてまいりたいと思っております。ご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

「高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について」

(有田会長)

それでは、議事の(1)高知市子ども・子育て支援事業計画の実施状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

(子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱)

それでは、事前にお送りさせていただきました資料1-1, 1-2, 1-3, 1-4をご用意ください。

まず、資料1-1の1ページ目をご覧ください。高知市子ども・子育て支援事業計画の点検評価については、序論の中に計画の点検・評価として囲みの中の内容を記載しております。

具体的に事業計画の点検・評価を行う内容として、委員の皆様には、3つの項目を確認していただくこととなります。1つ目は、重点施策の取組状況です。事業計画においては5つの重点施策があり、それぞれの施策の取組状況を点検し今後の取組方針について評価します。今年度の報告分として取組状況をまとめたものが、資料1-2となります。

2つ目は、各基本施策に関連する事業等の実施状況です。事業計画には、全部で20の基本施策があり、それぞれの施策に関連する事業等について、その実施状況を確認します。今年度の報告分として実施状況をまとめたものが、資料1-3となります。

3つ目が、数値目標の達成状況です。事業計画には、平成31年度までの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の確保方策について数値目標を記載しておりますので、その達成状況を確認します。資料1-4となります。

次に、点検・評価の流れは、この1ページの3のイメージ図のとおりとなっております。本日の会議では、資料1-2の重点施策の取組状況についてご報告させていただき、その内容に対しましてご意見などをいただきたいと思っております。

また、委員の皆様には、それぞれの重点施策の今後の取組方針について評価をいただきたいと考えております。評価をどのように行うかについては、資料1-1の2ページをご覧ください。2ページ目は、重点施策①健やかな子どもの誕生への支援の点検・評価のシートとなります。一番上の表は、事業計画に記載している今後の方向性、関連する事業等を一覧表にしたものです。次の施策の推進に係る主な指標は、この事業計画の数値目標とほかの行政計画において取り組む指標がある場合に記載しています。

次の施策の主な取組状況とその次の施策に関連する主な事業等の実施状況に別添のとおりとありますが、それぞれ資料1-2, 資料1-3が該当する資料となります。

次の施策の今後の取組方針（推進委員会による評価）は、関係課で構成する庁内の推進組織において、現在の取組内容や課題を踏まえた今後の取組方針を評価し、その内容を記載しています。重点施策1では、評価を4、課題への対応を行い、取組を継続とし、課題への対応・見直し等の内容をその下に記載しています。

委員の皆様には、この事務局の評価に対して、この後ご報告させていただく内容等を参考にそれぞれ評価点をつけていただき、会議中のご発言を含めご意見がある場合は、記入をお願いします。

なお、評価の記入用紙は提出用として、資料とは別にA4の封筒の中に記入用の用紙を入れております。それと返信用の封筒を入れておりますので、そちらでご提出をお願いできればと思います。

それでは、重点施策①から順次ご報告をさせていただきます。

（母子保健課 山本課長補佐）

それでは、重点施策の取組状況について①から説明をさせていただきますが、資料は1-2になります。表紙を開いていただきまして1ページからが母子保健課の報告になります。

ページ2ですけれども、高知市の母子保健事業ということで書かせていただいております。27年度から新しい事業が始まっておりますけれども、資料の真ん中の左にあります、妊娠の下のところの一般不妊治療の助成が29年度から開始をしております。

次に3ページです。健やかな子どもの誕生への支援の主な取組としまして、資料の左下の枠にあります早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化。2つ目が早産リスクの要因や予防についての啓発。3つ目が不妊に悩む人への支援ということになっております。

4ページから早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化ということで取組状況を報告いたします。1つ目、母子健康手帳交付時の面接です。母子保健コーディネーターを母子保健課のほうに配置して、交付時の面接を行っております。29年度につきまして、10月末時点の人数をこちらに書いております。少しずつ面接のできる妊婦さん、増えてはおりますけれども、現在のところ全部の届出に対しての面接できている割合は4割弱というところにとどまっております。

5ページは国からの活用の手引等の文章を抜粋したものですので、またご覧ください。

続きまして、母子保健コーディネーター配置しまして、これまで十分に関われなかった妊娠中、それから、出産についての相談に対応をしております。電話の相談件数、それから、訪問の件数を表に表しております。

資料の右にあります週に1回、妊婦支援検討会を必ず実施しております。届出のあった方、面接ができた方、その状況によりまして今後、この妊婦さんをどんなふう支援していくかということについて課内で検討しております。大変リスクの高いかたにつきましては、地区担当保健師が対応するというふうな体制にしております。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらでは、助産制度の申請、それから転入手続き、産後ケア事業の申請につきましても、母子保健コーディネーターが面接をしております。妊娠届出以外にも来所された妊婦さんに面接をするというふうにしておりまして、実績については資料のとおりですけれども、やはり、色々なところでできるだけ妊婦さんにお会いして、必要な方には支援を開始するというふうにしております。

8ページは医療機関との連携になります。病院のほうから、妊娠中から継続して関わったほうが良いというようなご連絡も来ておりまして、実績は資料のとおりになっておりますけれども、継続看護連絡票以外にも医療センターと医大のほうでは、定例的に会を、情報交換の会を行っているところです。

次に、9ページですけれども、妊娠中からの家庭訪問による個別対応ということで、こちらは地区担当保健師の支援ということで、訪問件数になっております。年によって少ない、多いがございますけれども、29年度の途中までの数が十分出ませんでしたので、28年度までの数になっておりますけれども、このような実績になっております。

続いて、10ページからですが、相談リスク要因や予防の啓発についてということで、色々な機会を通して早産のリスクについての説明をしていくということで、特に母子健康手帳交付時にはアンケートを実施しておりまして、喫煙とか飲酒など生活習慣についての指導をさせていただいております。それから、パンフレットの配布というようなこととか、あと、幼児健診での啓発も行っております。

11ページに27年度から開始しましたパパママ教室、パートナーの方も一緒に参加をしていただく妊娠中の講座になりますが、こちらにも早産リスクについての内容を、啓発についての内容を組み込みまして早産の予防につなげるようにしております。

次の12ページが不妊に悩む人への支援ということで、不妊治療の助成件数が、29年度10月末時点で出ている数がこちらになっております。

13ページですけれども、こちらは、赤ちゃんが産まれてすぐの事業になりますが、この事業につきましても、妊娠届出があった時に、産後にはこういう事業がありますということで、こういうケアをさせていただくことができますという説明をすることで、出産後の不安が妊娠初期から軽減されるのではないかとということで、事業の説明もさせていただいて利用も勧めております。安心して妊娠期を過ごすことで出産も安心してできて、それが子育て期の不安軽減にもつながるのではないかとというふうに考えております。退院直後から生後4ヶ月までに利用できる事業になっております。ケアの内容については、こちらに示しているとおりで、お母さんの身体の管理、心の面の相談をはじめ、赤ちゃんへの実際のケアとかというところもやっている事業です。

最後に、まとめと今後の課題ですけれども、母子保健コーディネーターの配置や新たな事業の取組によりまして、妊娠期からの支援の充実にこれまで取り組んできたところです。

妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援の第一歩となる母子健康手帳交付時の面接は、段々と割合は増えてきているとはいえ、まだ全数実施できていない状況がありますので、

妊婦やその家族に必要な情報の提供や支援を行える体制の整備に今後も努めていく必要があると考えております。

そして、出産して退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かい支援を実施しまして、産後も安心して子育てができる体制を構築していきたいと思っております。また、引き続き医療機関との連携、大事だと思いますので、これを図りまして、必要な際には、妊娠期からの支援や母体管理を行っていききたいというふうに考えております。

以上で、母子保健課からの重点施策の取組状況の報告を終わります。

(有田会長)

ありがとうございました。

今、報告がありました健やかな子どもの誕生への支援につきまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ありませんか。

この資料1-3にあります実施状況確認表の2ページ目の1歳6ヶ月児健診とか3歳児健診で漏れているお子さんというのは、何かのかたちでフォローはできているのでしょうか。

(母子保健課 山本課長補佐)

健診を受診していない子どもさんということですね。

この時期までに受診してほしいということでお手紙を差し上げて、その時期までに受診をされなかったら、1回お手紙を差し上げますが、それでも受診されない場合は、家庭訪問をさせていただいて受診勧奨をしています。なかなかお会いできないこともありますけれども、何回か受診勧奨はしております。

(有田会長)

お子さんは、そこに必ずいるとかいう安全確認とか、そういうのは大丈夫なんですか。

(母子保健課 山本課長補佐)

最終的にどうしても受診をされない場合は、今度は、子どもさんの状況が把握できない子どもさんということで、訪問の時間とか、夜間、夕方にちょっと行ったりということも何回かしながら、子どもさんを確認するということはやっております。

(有田会長)

その下の全戸訪問のところでも若干漏れていらっしゃるところがありますけど、ここなんかも確認はできていますか。

(母子保健課 山本課長補佐)

同じように、先ほど言い抜かりましたけど、健診受診されない場合、予防接種はちゃんと受けているかとか、それから、保育園に行っていないかどうかとか、それから、医療のほうはどうかとかというようなことも確認して、全く何も使われていないということがわかりましたら、先ほどのように時間を変え曜日を変え、訪問をさせていただくと。何とか赤ちゃん、子どもさんをこの目で確かめるといことはしております、今のところ皆さん、確認をしているところです。

(有田会長)

ほかに何かございませんか。

無いようでしたら、次に進んでよろしいでしょうか。

そうしましたら、次の重点施策②のより質の高い教育・保育の推進のところをお願いいたします。

(保育幼稚園課 山崎管理主幹保育担当係長事務取扱)

2番の、より質の高い教育・保育の推進について説明させていただきます。

資料に沿って、まず、家庭支援推進保育事業につきまして資料にもありますとおり、保護者の経済的事情や疾病、情緒不安定、社会関係などの関係づくりが困難であるなどによる育児不安や育児混乱、虐待リスクを抱えているなど厳しい環境の家庭と子どもに寄り添い、親子や家庭との信頼関係をつくっていきながら支援を行っております。

例年、10月に支援保育士配置の対象となる園を見直しております。対象となった園は、その翌月から翌年度の3月末まで支援事業が継続して実施できるようになっております。平成29年度実施されている園は公民あわせて37園、その各園に1名ずつ家庭支援推進事業加配保育士が配置されております。

子育てに関する相談を受けたり、支援を要する子どもに直接関わったり、ケースによっては、虐待対応で関係各機関とのパイプ役を務めることもあります。また、子ども達の環境を整えるなどあらゆる角度から支えております。

毎年行われて定着しております手作り遊具展は、その家庭支援推進加配保育士の取組から起こった行事であり、支援を要する子どもだけでなく保育全般の質を向上させる取組ともなっております。生涯にわたる人格形成の基礎を培うために大切な時期の乳幼児期における健全な育成を支援しております。

次に、子ども・子育て相談支援員の活動について紹介させていただきます。

資料には、訪問を行いました園の数や電話相談の件数が示されておりますけれども、実際の件数といたしましては、1件について何度もやりとりをする場合もありますし、利用者からの直接の相談にとどまらず、利用者の相談を受ける立場である施設や園などからの

相談も寄せられております。相談内容につきましても、施設利用に関するものから、ほかの関係機関との連携をとらなくてはならないケースもあり、その相談支援の業務も多様な内容となってきております。

次に、職員の資質向上に向けての研修について、保育幼稚園課として関わっているものと高知県の実施している研修について大まかに記しております。研修名をあげて分類はしておりますけれども、その目的や内容によって対象となる職員も保育士だけではなく、ほかの職種の職員も対象としております。

また、給食の調理員や役務員、看護師の研修であっても、保育・教育に関わる職務であることをふまえて保育士の参加も求めている研修もございます。実際の参加職種や参加人数等は、次のページの資料に今年度これまで行われた研修についてあげております。

まとめと今後の課題につきましては、次の3点をあげております。

保育幼稚園課に配置された相談支援員による園訪問や電話相談等により、家庭環境や発育状況に配慮したよりきめ細かな保育を進めることや、厳しい環境にある子どもと家庭への支援につながっております。今後につきましても、配慮が必要とされる児童や家庭への支援について家庭や関係機関と連携を図りながら継続して取り組んでまいります。

2点目といたしまして、研修のさらなる充実。従来の研修を充実させるとともに、保育所保育指針の改定、実施にあわせて乳児保育の充実、家庭や地域と連携した子育て支援、環境の変化を踏まえた健康・安全の確保、3歳以上の幼児教育の積極的位置付けに対応するべく、研修方法や内容についてこれからも見直しを行ってまいります。

また、保育指針にも示されておりますけれども、単に研修を受講するだけではなく、学んだことを園で伝え合い、職員同士が高め合える環境づくりにも努めることも課題ととらえております。

今後、各種研修や高知県が実施するキャリアアップの研修等に職員が参加しやすい環境づくりをしながら、一人一人の専門性や技術の向上、教育・保育の質の向上につなげていくための取組を推進してまいりたいと考えております。

以上、十分ではありませんけれども、より質の高い教育・保育の推進についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(学校教育課 平井就学前教育班長)

続いて、保・幼・小の連携についてご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

高知市では、平成24年度にのびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラムといった保幼小連携の指針を発信しております。その中で、人、組織、教育をつなぐ取組を通して、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の実現と、双方の充実を目指すという目的をもって取組を進めているところでございます。

その下、2番のページになりますけれども、保・幼・小連携推進地区事業ですが、平成

25年度には8小学校区でスタートしたこの事業が、平成29年度の本年度は20小学校区、20の小学校とその校区内の58園に連携指定を受けていただきまして、先ほど申し上げた、人、組織、教育をつなぐ取組を各校区の実態に応じて進めていただいているところです。

そして、その先進的な事例をこのページにありますような保・幼・小連携の関係冊子や保・幼・小連携研修会を通して高知市全体に広げていくよう発信しているところです。本日は、皆様の机の上にもカラーの冊子をお持ちしました。

この冊子の4ページを開けていただきますと、昨年度の取組ですけれども、まず、人をつなぐ取組について紹介しております。園児と児童の交流を通して、子ども達の安心感、そして、入学に対する気持ちの高まり、そういったものを目指して、こういった園児と児童の交流を行ったり、また、小学校の管理職や1年生の担任が直接園に出向きまして、年長児の保護者の方に向けて学校のことなどを説明することで、保護者の安心感を高めるということもねらって取組をしているところです。

また、次のページを開いていただきますと、6ページには、組織をつなぐということで、保・幼・小の連携・交流についての紹介をさせていただいています。園の先生方が、小学校に出向いて子ども達を見てくださったり、また、小学校の教員が、保育参加や保育者体験を通して子ども達の育ちを理解する。そして、園や小学校の取組みを互いに理解し合うことで双方の教育の充実にもつなげたいというふうを考えているところです。

そして、もう1枚めくっていただきますと、教育をつなぐ取組ということで、高知市ではアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの実践ということで、それぞれの教育をつなぐという取組みを進めています。アプローチカリキュラムでは、主に年長後期の子ども達なんですが、0歳から同じなんですけれども、遊びに没頭する中で、人や物、音に直接関わる体験を通して、子ども達を大きく育てていただくということをお願いしておりますし、また、小学校では、そういった子どもの育ちをうまく引き受けて、今、ある子どもの力を十分発揮できるようにということで、スタートカリキュラムの充実を目指しているところです。

今、見ていただいている冊子のページの青い部分に、スタカリ8といって、スタートカリキュラム振り返りシートもこの冊子には紹介をしているんですけれども、ここにありますように、子ども達の気付きや子ども同士の関わり、子どもの自己決定、そして、幼児期の学びを活かすなど、いくつかの視点をもってスタートカリキュラムを小学校の1年の先生方に実施していただくということをお願いして、また、実践をしていただいているところです。

こんなふうな取組を通して、1年生入学当初の子ども達から自己発揮でき、安心して学校生活を送れるようにということを目指して取組を各学校が実践をしています。

この冊子を高知市内の全ての先生方、小学校や園の先生方全員に1冊ずつお配りしておりますので、こういったことから、高知市の保・幼・小連携は推進地区だけではなく、高知市全体の学校や県で取組を進めてくださっているというふうにとらえております。

では、最初の資料の6番のところ、ページで言いますと27ページを見ていただきますと、小1プロブレム発生率というものがあります。高知市では、小1プロブレムの発生率を例年調べております。23年度には19%の発生率であったものが、上のほうにありますけど、平成28年度は0%になりました。大変嬉しく思っています。

そして、7番のほうにいきますけれども、保・幼・小連携の取組に関する調査結果をみましても、保・幼・小の教職員の連携、スタートカリキュラムの実施率、そして、園児と児童の交流、全部が100%にはなっていないんですけれども、90%以上の実施率ということで、全市的な広がりが、また、それぞれの取組が定着しつつあるというふうには考えています。

ただ、推進地区を受けていただくことで、また、取組がさらに充実しますので、今年度20小学校区ではありますが、この推進地区を拡大していきたいと考えているところです。

8番の資料に移りますが、保・幼・小連携研修会も毎年実施をしまして、小学校の先生方だけでなく、高知市内の全ての園の先生方を対象にこの研修会のご案内を差し上げまして、今年度も171名のたくさんの先生方の参加を得て研修会を実施することができました。推進地区の実践発表であったり、県外の講師の講演であったり、そして、最後にはグループ協議をしまして、せっかく会うことができた先生方同士ですので、お話し合いもしていただきたいということで盛り沢山な内容にはなっているんですけれども、たくさんの参加を得まして充実した研修をすることが今年度もできました。

そして最後になります。成果につきましてはこれまでずっと述べてきましたので、今後の課題についてですが、新しい幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領の中では、これまで以上に教育をつなぐという取組を充実させるというふうなことが求められていますので、そういった新しい要領等の趣旨を踏まえた取組をさらに充実させていきたいと考えているところです。

以上でございます。

(有田会長)

より質の高い教育・保育の推進の説明をいただきました。先ほどの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(中田委員)

質問ということではないんですけれども、学校現場からということで、今の説明を聞かせていただきまして思うところをお話させていただきたいかなと思っております。

1年生が入学してきて、このスタートカリキュラム、それから、保育のほうではアプローチカリキュラムというのがあると思うんですけれども、本当に丁寧に各学校のほうに訪問をしていただきまして、1年の担当に説明もしていただいてスムーズに実施ができるように話をさせていただいております。

そのおかげもありまして、子ども達もスムーズに1年生として適応していっているかなというところも思いますので、本当にこうした事業というのは小学校現場にとっては非常にありがたい内容だと思っております。

取り組まれた中で、こういうことがすごく効果があったんじゃないかとかいうようなことがあると思いますので、是非そういったところを、もう少しかまわなければ聞かせていただいたらというふうに思います。

(有田会長)

ここに集まっている委員の中には現場を知らない者もたくさんいますので、もし、おかないければ、実践の中でご紹介できるものがありましたらお願いいたします。

(学校教育課 平井就学前教育班長)

人・組織・教育をつなぐという3つの視点で連携を進めていただいているんですけども、まずは何よりも先生方同士が、常に日常的に協議をしたり、色んな取組について話し合ったり、こんなことしたいね、あんなことしたいねってざっくばらんに話し合う、そういう関係ができてきている学校区は、園児と児童、最初に言った、人をつなぐ取組についても、どんどん新しいアイデアが出て、園児にとっても良いもの、そして小学生にとっても意味のあるもの、そういう互惠性のある交流にするためにどうするかという話がどんどん進んでいきますし、それがひいては教育をつなぐ。

じゃあ、幼児期で育まれた力をどう小学校で最初からその力を十分発揮できるようなカリキュラムをどうつくっていくかということをもっと具体的に進んでいくようには感じています。なので、一番大事なものは、人・組織・教育の中でも組織をつなぐ取組であると感じているところなんです。

もっと具体的にということになれば、色んな各学校で毎年新しいアイデアで取組をしてくださっていますので、これが1番というものはないんですけども、1つ、時間があれば、先ほど紹介したいと思っていたことに、その組織をつなぐ教職員がその交流の中で、夏休み中に小学校の先生方全員が保育者体験を校区の2つの園に分かれて保育者体験をしまして、何回か、校長先生にこの話はお伝えしたことが、校長会でもご報告したことがあるので申し訳ないんですが、そうやって保育者体験で、それぞれ2園で体験したことを今度、小学校に先生方が帰ってきて、こちらの園で学んだグループは、こういったことを園の先生方の保育や子ども達の姿から学んだねということを書き付けて付箋に書いて構想化して、まとめて、そして、小学校の先生同士が、まず、その学びを共有しまして、そして午後、園の先生方に今度は小学校に来ていただいて、自分達は園でこんな学びがあった、こんな子ども達の育ちを発見することができましたということをお伝えし、また、その上、県外講師も招いて保・幼・小連携を園の先生方と小学校の先生が合同で研修するために、そのあと、県外の講師の先生の講演を聞いたり、自分達の学びを見ていただいて講評をい

ただいたりということで、保育者体験をより充実させるといった取組をしてくださっているところがあります。そこが2年間続けて同じ取組をしてくださっていて、どんどんスタートカリキュラムの質であったり、交流の質であったりが、どんどん深まっているように感じているところです。

(神家委員)

1つ教えていただきたいんですが、素晴らしい成果のデータが出ているんですが、例えば、この小1プロブレムの発生率。このデータは、市全体でしょうか。それとも、先ほどありました推進地区だけのデータなんでしょうか。どちらでしょうか。

(学校教育課 平井就学前教育班長)

高知市全体の調査の結果です。毎年、前年度のことについて、高知市41小学校に調査しております、その回答をいただいたデータになっております。

(神家委員)

41小学校のデータ。

(学校教育課 平井就学前教育班長)

そうです。28年度で0%というのは、28年度に約100クラスぐらい1年生の学級がありまして、その100クラス全てが小1プロブレムが発生しなかったということにもなっています。

(伊野部委員)

年長児の保護者とのつながりということで、うちの園も地元の学校の先生が来てやっていただいていますけど、これ、よく知っておいていただきたいんですけども、うちの園だけかもしれませんけど、私達が聞いてほしいという保護者ほど聞いてくれてないんですよ。来てくれていないんですよ。だから、そのへんを、成果を聞けば、それは、こういう良い感想はくると思うんですけど、本当に聞いて欲しい保護者ほど先に帰られてしまう。特に、参観日にあわせてやるケースが多いので。

だから、そういうことがあるということと、それからもう一点。これ、前もお話させてもらいましたが、グレーゾーンのお子さん最近、増えてきていますし、そこに限定するわけじゃないんですけど、そういう方が小学校に上がられた時に、放課後児童クラブを利用するケースも多々あります。だから、放課後児童クラブとの連携というのも是非、考えていただかないと。

人をつなぐというと、本当に人をつなぐんだったら、学校とその後、家庭に返すまでつなぐのが、人をつなぐという意味だと思いますので、これも前々回からお話させていた

だいていますけど、そのへんも引き続いてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、保育のほうでもかまいませんか。先ほどあった。

研修のことでお話ありがとうございました。ここに、18 ページに書いてある、今、この研修をずっとやっていただいているんですけど、来年度から、これに、まだプラスで県の処遇改善 2 の研修が入ってくるわけで、そのへん、これだけでも、実際、現場としても人を出すのが大変なんですけど、それに今度、県のほうのスキルアップのあれで 3 日間、1 科目について 3 日間、それが 8 科目ということが入ってきます。

それで、代替の保育士につきましては、一応、国のほうでも何人か制度上はみてくれているんですけど、これは、特に食育なんていったら、給食調理員なんかをうちは出したいんですけど、その時の代替というのがなかなか難しい。一方で、アレルギー対応もしなければならぬのに、3 日、1 研修について 3 日抜けられるというのが非常に現場としては大変だなということを感じるわけですが、そのへんまた、あとで出てくるかもしれませんけど、研修の体制について、もう 1 回かちっと見直していただきたいなというのが私の意見です。以上です。

(有田会長)

意見でよろしいですか。

(伊野部委員)

はい、いいです。

(中西委員)

28 ページですかね。保・幼・小連携の中で、職員の連携が 9 割でずっと推移していますよね。例えば、これがある小学校でできているのか。たまたま、やっていったら 9 割だったと。去年でいったら、ここができていないとかですね、バラバラで 9 割なのか、ある小学校区でずっとできていないのか、ちょっとそのへんが気になるんですが。

それと、これが限界なのかどうなのかですね。もっと高められるのか、ちょっと限界できているのか、そのへんを。

(芝委員)

関連して。

私も同じところを聞きたいなと思ったんですけど、園とか学校とかに偏りが無いかという質問がありましたけど、あと、一番怖いのは、人ですよ。同じ方が受けられていないということがないのかという。人が、結局、育たないということにつながるんですけど、そういうチェックのほうは、十分できているんでしょうかということをお聞きたいと思ひます。

(有田会長)

そしたら、この保・幼・小連携の取組に関する調査結果のことと調査のことを詳しく説明いただけますでしょうか。

(学校教育課 平井就学前教育班長)

教職員の連携の91%のところ、ご質問ありがとうございます。

やはり地域での偏りというものは無いんですけれども、ある小学校とある園で連携ができていないという現状はこちらも把握をしているところです。それが、今年やって次の年やらなかった場合もありますし、何年か継続して連携ができていないということもないということはないです。

ただ、そういったところが続かないように直接、校長会で機会あるごとには発信をしておりますし、直接、校長先生に、例えば、連携指定を受けませんかというふうな、こちらから発信することも、そろそろ、この地域の連携を推進したいと、こちらも意図をもっておりますので、その学校の負担にならないということで確信を持てたら、是非、指定を受けてくださいといった呼びかけもしておりますし、これからもしていきたいというふうに、委員さんがご心配になられるようなことが起こらないようにということで、手だてはとっていきたいというふうに考えています。

人が育たないというのは、ちょっと。

(芝委員)

要は、できないという人も結構、企業の中でもいるわけですよ。やはり、忙しいのもわかるんですけど、そういうのが、一個人とか一学校とか園とかに偏っていないかというチェックをしていただいて、そういうことのないように指導のほうを十分されているのかなというところをお聞きしたいと。

(学校教育課 平井就学前教育班長)

その校区の子ども達の連携というか、子ども達が安心して入学してもらうことであったり、安心スタートを保障するのは、その校区の小学校の校長、小学校に課せられていると思っておりますので、そういったことは学校の意識を高めるように、自分達もそういった願いをもって発信をし続けたいというふうに考えております。ありがとうございます。

(有田会長)

たくさん、ご質問もあろうかと思いますが、これにつきましては、一旦ここで終わりたいと思います。

続きまして、地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実のことにつきまして事務局のほうからお願いします。

(子ども育成課 小嶋主幹子育て支援担当係長事務取扱)

重点施策③の地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実について、発表させていただきます。

まず、4つの事業を中心にご報告させていただきます。地域子育て支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育てに関する情報発信、親子絵本ふれあい事業についてご報告をさせていただきます。

地域子育て支援拠点事業は、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対処するため、地域の身近な場所で子育ての支援を担う施設を目指して実施しております。

内容としては、乳幼児のいるご家庭の保護者を対象として親子の交流や育児相談、子育てに関する情報提供等を行っております。1つの例として右下に、西部健康福祉センター ぼけっとランドのリズム遊びの写真を紹介しております。これは音楽に合わせて親子で楽しく身体を動かす教室の様子の写真です。そのほかにも、離乳食講習会など、子育てや子育て支援に関する取組を各支援センターで行っております。

次に、33ページです。地域における子育て支援ということで、高知市の地図に地域子育て支援センター、子育てサロンの様子を載せております。ページの下に地域における子育て支援として、地域子育て支援センターを★印で、子育てサロンを◆印でそれぞれの所在を示しております。

地域子育て支援センターについては、子ども未来プランにおける施策の目標数値であった市内11箇所について達成されておりますが、これまでに申し上げてきましたように、地域の子育て支援の拠点として期待される施設でありますので、施設数の比較的少ない北部に新たに1施設の整備を目指してまいります。

次に、34ページのファミリー・サポート・センター事業についてです。地域において託児や送迎など育児援助を受けたい人を依頼会員と、育児援助を行いたい人、援助会員さんが、ファミリー・サポート・センターに登録して有償ボランティアによる相互援助活動を行う事業になっております。

次に、35ページです。ファミリー・サポート・センター事業、対象者については、依頼会員、生後6ヶ月から小学6年生までの子どもを持つ会員、援助会員、市内在住の20歳以上の方で心身共に健康で相互援助活動に理解と熱意のある方ということになります。

会員相互の援助活動としては、保育所、幼稚園の送迎であったり習い事への援助などを行っております。また、援助会員の拡大のためには、保育サービス、講演会や資質向上のためのレベルアップ講演会などを行っております。実績については下の表に書いてありますのでご覧ください。

次に、36ページのこの写真は、援助会員さんのお家で子どもさんが預かられている様子を写真に載せております。

次に、37ページの子育てに関する情報発信について説明します。高知市では、子育て中

の保護者の皆さんが、それぞれのニーズや目的別にわかりやすく整理した子育て応援情報誌として「こうちし子育てガイド ぱむ」を配布しております。この「子育てガイド ぱむ」は、従来の「子育て情報誌 Pamu」の内容を写真やイラストも活用した改訂を行い、平成 25 年 4 月から配布しています。配布場所としましては、地域の窓口センター 9 箇所、ふれあいセンター 14 箇所、子育て支援センター 11 箇所などで幅広く手にとってもらえるようにさせていただいております。また、母子保健課が実施しております「赤ちゃん誕生おめでとう訪問」の際にも配布させていただいております。

次に、38 ページの子育てに関する情報発信として、公式 facebook ページ、高知市こども未来部「ほのぼの子育て」を開設し、子育てに関する情報を子育て世代に発信しております。

次に、39 ページの親子絵本ふれあい事業について説明します。親子絵本ふれあい事業は、親子のふれあいを高めるため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに、親同士の交流や仲間づくりの場として実施している事業です。また、子育て支援として遊びの指導や子育て相談などもあわせて行っています。対象としては、生後 2 ヶ月から 1 歳 2 ヶ月のお子さんとその保護者としております。

この対象月齢につきましては、平成 28 年度から母子保健課の予防接種手帳の発送時にあわせて生後 2 ヶ月に実施しております。これは、月齢が小さい時から絵本を使って親子のふれあいを促進し、より良い親子関係につなげたいことや、グラフからもわかるように 1 歳までの参加者の割合が多いことなどによるものです。

平成 28 年度は、ふれあいセンターや健康福祉センター、地域子育て支援センター、市民図書館など 42 箇所で 118 回開催し、1216 冊の絵本の引き替えを行っています。絵本の読み聞かせの方法や読み聞かせに適した絵本の紹介などを行いながら、子育て中の保護者の方の孤立化の予防や育児不安の減少につなげていけるような事業として、今後も取組みを続けたいと考えております。

最後に、まとめと今後の課題について 3 点お示ししております。1 つ目として、地域子育て支援センターについては、子育てに関する身近な相談や交流の場として期待される事業であるため、北部地域に新たな施設整備を目指します。

2 として、子育てに関する情報発信については、「こうちし子育てガイド ぱむ」、ホームページ等も含めて、利用者にとってわかりやすく利用しやすいものになるよう取組みます。

最後の 3 として、親子絵本ふれあい事業については、従来の場所に加えて平成 28 年度から地域子育て支援センターでも実施し、地域の中における子育て支援の視点から育児不安の減少につなげていけるような講習など実施しながら、できる限り多くの方に参加していただけるように努めるとともに、参加者にとって、より充実した事業となるよう取組を行っていきます。以上、子ども育成期の重点施策③についての報告を終わらせていただきます。

(有田会長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

(小笠原委員)

地域における子育て支援の拠点、支援センターのほうなんですけれども、新たに1つ設けるとのことなんですけれども、今、開催している、そして新たに設けるセンターの中で土日に開催される場所って何箇所ぐらいございますか。

土曜日若しくは日曜日。

(子ども育成課 小嶋主幹子育て支援担当係長事務取扱)

今開催されているところは、土曜日が1箇所と日曜日が1箇所です。

(小笠原委員)

なぜ、そのようなことを聞いたのかと言いますと、実は、うちの法人がやっている1つの事業所が日曜日、展開しているんですけれども、なかなかの利用率、そして、やはり兄弟児さんの利用が多いということで、小学生のとても元気なお子様がドンと家族と共にいらっしゃる。当然、危険性がものすごく高い状態になっております。

安全に使っていただくために、支援員全員で心を配って温かい声をかけながら頑張っているところではありますけれども、この危険性だけは、とてもじゃないけれども見られない危険性が最近出てきているという報告を受けました。

ですので、それくらいいるということは、必要性があるというふうに私はとらえていますので、小学生の遊ぶ場がないということをふまえたりだとかということも考えて、なかなか人材がないということもあるので、土日に開催してくださるところが、受けてくださるところがないのも重々承知はしていますけれども、あわせてその部分もお願いすることも活動として入れていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願いたします。

(小野委員)

35ページのファミリー・サポート・センター事業の中の援助会員拡充のための保育サービス講演会というものは、どういった人を対象に、実績として26年、27年、28年と、援助会員自体はそれほど変わっていないように見受けられるんですが、これは実施することによっての実績につながっていているものなのかどうなのか。この内容と、どういう人に対して、こういう講演会を行っているという発信をどんなふうに行っているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

(有田会長)

保育サービスのほうの講演会，お願いいたします。どうしているのか。

(子ども育成課 小嶋主幹子育て支援担当係長事務取扱)

保育サービス講演会の対象者の方は，上のところにも，市内在住 20 歳以上の方で心身ともに健康であり，相互援助活動に理解と熱意のある方なら，どなたでもオッケーということで受けております。

申し込みは，ファミリー・サポート・センターのほうで，年間 4 回やっておりますので，そこに申し込みをしていただいて，講習会を受けていただけたら援助会員さんになる資格というか。

(小野委員)

講習会ですか，これ。講演会でなくて。

(子ども育成課 小嶋主幹子育て支援担当係長事務取扱)

そうです。

(小野委員)

講習会ですか。

講演会になっていますよね。

講習会ですか。それならわかりました。

(有田会長)

これ，援助会員のかたのためのレベルアップのための講演，講習会と。

(小野委員)

入口ですよ。援助会員を募るための講習会。

(子ども育成課 小嶋主幹子育て支援担当係長事務取扱)

講習会をして援助会員さんになられた方に対して，レベルアップ講習会を開催して，皆さんのレベルアップをしていただくために行っています。二段構えというか，行っております。

(有田会長)

これで，援助会員が増えているかどうか。

(小野委員)

増えていないんですね、援助会員は。

(子ども育成課 小嶋主幹子育て支援担当係長事務取扱)

やめられる方もいるので、新たに講習を受けていただいて、援助会員さんは増えてはいます。

(小野委員)

同じ方がずっとではなくて、新陳代謝があるということですか。

はい。わかりました。ありがとうございました。

(有田会長)

これ、依頼したい方の半分しかいませんけれども、これでうまくまわっているんですか。

(子ども育成課 小嶋主幹子育て支援担当係長事務取扱)

はい。今のところお断りしているということはお聞きしていないので、まわっていると思います。

何というか、依頼会員になっていても常時使う人もいれば、ちょっと担保じゃないですけど長い間で使っている方もいらっしゃるの、回数も毎日使う方もおれば、たまに使う方もいらっしゃるの、それは大丈夫です。

(有田会長)

時間もあれですけど、1つおたずねしたいのが幼稚園や保育園の送り迎えということは、保護者の方が時間内に迎えに行けないという現状があって、これを活用されている方がいるということですよ。

そうすると、そういう方というのは、もうこれで十分。園のほうで毎日お迎えがなかなかなくてというお子さんは、実際にはあんまり園のほうにいないんでしょうか。

実際の園の現場のほうで、その保育時間内に全員が帰ることができている状況があるかどうか。

(保育幼稚園課 中村課長)

基本的には、ほとんどのお子さんの方が時間内にお迎えに来ていただいています、なかなかできない方が、こういったファミリー・サポート・センターを使ってやっていますというふうに思っています。

中には、やはり仕事とかで、どうしても時間内に迎えに来られない方は各園によって何人かはいらっしゃるというふうに聞いております。

(有田会長)

よろしいですか。

続きまして、重点施策④の児童虐待の発生予防につきまして、ご説明をお願いいたします。

(子ども家庭支援センター 丸山副所長)

重点施策の④児童虐待の発生予防ということで、ページにつきましては42になります。発生予防に向けた取組の流れをフローチャートに示しております。高知市の取組といたしましては、まず、左上に母子保健活動ということで、乳児家庭全戸訪問事業などのこういった保健活動。それから、右隣にはその他の事業といたしまして、一時預かり事業等、こういった活動を通じましての母子とのつながり、それから、相談支援等を行いながら直接、家事支援といったものが必要な場合には、真ん中にありますけれども、養育支援訪問事業。これが、私共の子ども家庭支援センターの事業になるんですけれども、こういった事業につなげていくような流れとなっております。

これによって子育て家庭の育児力の向上、それから育児に対する負担、孤立感を和らげていくというふうになります。

また、フローチャートの下のほうにありますように、役所内だけでなく学校や医療など、子どもさんに関わりのある関係機関、それから、地域住民の児童虐待に対する意識の向上、こういったものが虐待の発生予防には大変重要であるというふうに考えております。

次のページに移りまして、児童虐待の発生予防に関する取組状況についてご報告をさせていただきます。大きく4つの取組事業についての説明となります。1つ目といたしまして、私共の子ども家庭支援センターでは児童虐待に対する相談だけでなく、その他子どもに関わる悩みや心配事について相談を受けております。その児童家庭相談件数につきまして、平成25年度から28年度までの推移を表に表しております。なお、表の一番上の項目に養護相談というのがございますが、この養護相談の中に児童虐待に関する通報も含まれております。

次に、44ページになりますが、②児童虐待予防推進事業といたしまして、今年度も高知オレンジリボンキャンペーンへの参加・協力をしてしております。今年度は平成29年10月28日に帯屋町アーケード内におきまして、たすきウォークが開催されまして虐待予防の啓発活動を行っております。

それから、高知市の広報紙「あかるいまち」へ掲載をしまして11月の虐待予防月間に向けての市民への一層の周知等を図っております。

45ページに移りまして、③子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業として、まず、要保護児童対策地域協議会の調整機関であります子ども家庭支援センター職員の専門性の向上ということで、児童相談所や外部の専門機関へ研修に参加をしております。

2番目としまして、地域ネットワーク構成員、要保護児童対策地域協議会の関係機関で

ありますけれども、この構成員の児童虐待に関する専門性の向上、それから連携強化を図るために、県下各市に研修実績がありますNPO法人カンガルーの会様に事業委託をしまして児童虐待予防研修を開催しております。

この研修につきましては、2年間のカリキュラムで実施しておりますが、今年度は朝倉とか神田といった西部地区、高須とか介良、三里といった東部地区におきまして2年目の研修を実施しております。それから新たに今年1年目といたしまして、初月とか愛宕ですね、こういった北部地区につきましても1年目の研修を実施しております。以上の地区で今年度については研修を実施しております。

それから毎年開催しておりますけれども、市民への啓発といたしまして、児童虐待予防講演会を11月19日に開催しまして50名の参加をいただいております。

それから④といたしまして養育支援訪問事業についてですけれども、こちらの事業につきましては、社会福祉法人みその児童福祉会様に事業委託をしまして、養育に関する専門的な相談、それから、家事援助などに対応しております。表に平成25年度から28年度までの実績について件数をあげております。

以上が平成29年度の実績についてです。次のページに移りまして47ページ、まとめと今後の課題ということで3点あげております。

まず、1番目といたしまして、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるために、保健・医療・福祉など関係機関によるネットワーク機能の強化とそれぞれの専門性の向上を図ることが重要である。それから2番目といたしまして、関係機関と連携しながら保護者からのニーズ、相談への適切な対応や養育へのサポートを行い、子育て家庭が地域社会において孤立化しないよう、子どもの最大の利益を優先するというのはもちろんなんですが、保護者への支援も図りながら児童虐待の防止に努めていく。3番目といたしまして、引き続き講演会や研修等の実施や定期的な広報活動によりまして、子どもに関わりのある機関や団体、地域住民等における児童虐待防止の取組や意識の向上を図ることが重要であります。

以上が今年度の児童虐待の発生予防についての取組状況及びまとめについての説明です。

最後に、参考資料といたしまして48ページ、49ページに表をまとめております。高知市での虐待相談を受けた件数、虐待として認定対応した件数。それから認定対応した件数の内訳ですね。虐待種類別の件数、それから、年齢別、虐待者別件数ということで、それぞれ表に表しております。説明については省略させていただきますので、またご確認いただければと思います。

以上で、報告を終わります。

(有田会長)

ただいまの虐待の発生予防につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(中田委員)

虐待の問題というのは、学校現場にとってはすごく重いというか重大な課題が課せられているかなと思っています。現在、私は小学校なんですけれども、やはり、自分の学校にもそういう虐待のケース、あるいは虐待が疑われるケースというのが発生をしております。

今、法律の中では虐待が疑われるという段階で通告をしなければならないということで、学校は虐待か虐待でないかを判断するのではなくて、疑いがあるかなという段階で通告をしなくてはいけないことになっているんですが、ただ、悩ましいのは、保護者との関係性の問題というところがあります。

なかなか学校との関係性が築けないご家庭の中で、そういう虐待らしきものが起こったりした場合、学校に何の相談もなく通告をするのかというのが実際問題としてはあるわけで、そうなってくると、なかなか人間関係というか、そういったものが築けない状況が出てくる。けれども、子どもを支援していくためには親の理解を得ながら、少しずつでも話をしていかななくてはならないという非常に悩ましい問題が虐待の部分にはあるんです。ただ、子どもの命を守るという観点に立った時にはそういうことも言うてはおられないので、やはり学校としては、毅然とした対応をしていかななくてはならないということは感じております。

小高坂小学校もその通告、相談というのをやっていたりしているわけですが、その時に支援センターの方がすぐに電話対応していただいて動いていただいているということは、よくわかっております。ですが、件数的に多いということと、子ども家庭支援センターが取り扱われているものと児童相談所が取り扱われているもの、高知市で起きているけれども児童相談所が取り扱われている分というのがあると思うんです。これに示されているのは、高知市の子ども家庭支援センターが取り扱われている分だろうと思うんですけれども、児童相談所の預かり部分になっている高知市の分というのを加えると、またものすごく多いんじゃないかなと思うんですが、人員的に増強されたとは聞いてはいますが、それが足りているのかどうなのかという部分について1点お聞きしたいということがあります。

それともう1点は実際これもあった話なんですけれども、親御さんが子どもの、あまり詳しく言うと個人情報になるのであれですけど、親御さんが子どもの面倒を見ることができないということで一時預かりをしてほしいという要請があった時に、子ども家庭支援センターにもお願いをしました。そして、子ども家庭支援センターの担当の方は、児童相談所にも話をして行きました。しかし、預かるところがどこも一杯で預かれないという話が返ってくるわけですね。しかし、学校としては非常に心配なので、職員が泊まり込みに行きましようかということまで話をしてくれました。

そういう状況が実際問題としては現場では起こってきているということがあります。ですから、今、職員体制とか十分なんだろうと言ったのは、そういう意味もありますので、ちょっとそこを教えていただけたらと思います。

(子ども家庭支援センター 丸山副所長)

職員だけで十分かと言われたら、十分ですとなかなか言えないところがあるんですけども、確かに26年の死亡事故事例を受けまして、検証委員会等の提言を受けて、平成28年度、人員等が4名増えております。

体制といたしましても、ちょっと私も、それ以前には配属、いなかったんですけど、それまでは1人で対応していたのを2人ペアで、それぞれブロック、東西南北に分けて、なかなか1人では十分な対応が難しいということで、2人ペアで基本的に相談のようなかたちで体制をとっております。

もちろん、十分かといったら、なかなか難しく、それについては人事サイドのほうにもその現状は伝えまして、人員の増員ということは粘り強く、そこは話をしている次第でございます。

(中田委員)

総数としては。

(子ども家庭支援センター 丸山副所長)

今の体制としては、所長1名、それから、私、副所長。それから、係長は実は29年度から2名体制にはしております。それまで係長は1名体制でしたけれども、なかなか市内全域を1人の係長で見るということはなかなか難しいということで、それぞれブロック2つずつ分けて係長2名体制にして、ここはスーパーバイズといいますか、そこはできるようなかたちではなっています。ケースワーカーについては、定数を一応10名ということで。あとは非常勤職員が3名おります。その方につきましても、相談教育もそうですし、虐待、そういったことにつきましてもフォローしていただいて何とかまわしているというのが現状であります。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

補足ですけども、人が足りているか足りていないかについては、先ほど副所長のほうからお話があったとおりでございますけれども、その一人一人の専門性を上げていくという部分につきましては、課としても取組を進めておりまして、ここにも書いていますけど、国のほうの研修機関などに研修に行ったり、児童相談所の協力を得て研修を受けたり、それから、また、国のほうも法改正によって色々な社会福祉士であるとか保健師の資格を持った者の配置の義務づけとかいったことも進んできていますので、そういった中で人数プラス個人々の専門性の向上という部分については、高知市としても現在、取組を進めているところでもあります。

また、当然、我々の仕事というのは経験の積み重ねと、積み上げと、それから、また中田先生もおっしゃっていましたが、関係機関との信頼関係の構築、それから継続ケース

への関係性の継続をしていくということで人事サイドともお話をさせていただきまして、一定その異動のサイクルについても、ある一定、通常の高知市のサイクルからいったら、ちょっと長めにとっていただけないだろうかというところで話もしているところです。以上です。

(子ども家庭支援センター 丸山副所長)

それから、もう1点、件数の関係で、ここに1の①で出しています虐待相談・認定対応件数、これは高知市での対応件数ですけれども、高知県の児童相談所での件数につきましては、28年度の相談の件数が257件です。それを受けて県のほうで虐待対応件数として対応したのが、172件が数字となっております。

(有田会長)

この問題って、本当に行政だけをお願いしても解決できる問題でもなくて、地域の中で子ども達に関わる、子育て家庭に関わる、そういう方達の力を借りていかないと、これは前から言っている、絶対解決しないところなんかもあって。中屋委員なんかの民生委員さんとか、それから、やはり、専門性はないまでも子どもに関わっている人達ってたくさん、朝の交通指導をしてくださっている方とか、青少協の方とかたくさんいらっしゃるわけです。そういうところのうまく関わっていける仕組みづくりが何かできていくところに、この虐待だけではなくて、先ほど言っていた質の向上から関わっていく。参観日に本当は来て欲しいご家庭が来ない。来て欲しいところが来てなかったというところは、皆が、それぞれ関わりが少なくなっているところがあるわけですので、そういうところが、元気に学校に行っているよとか、今日は元気そうだねとかいう何でもないそういうところのつながりをつくっていく仕組みもないと、このことって、とっても難しいところがあると思います。

専門性を持っている方の専門性のスキルアップをするための研修会も必要でしょうし、そこだけではなくて、何かどこかでできていけるものが、つくっていくことが必要ではないかというところをこの話題が出る度に思うことですが、時間がありませんので、次にいきたいと思います。

(宮地委員)

かまいませんか。教えてください。

43のところにある養護相談の中に虐待のことが入っているということがありましたし、育成相談は非常に少ないけど、この違いというのはどういうところがあるのか、ちょっとお教え願えると。

というのが、非常にこの相談ということが大事なことになりはしないか。事が起きる前に対処できるのが、先ほどから言われているような人間関係づくりであったり、信頼関係

づくりであったり、そして、また、子どもがまず、親の実際の父母が50何%も加害者になっているというふうな、そのへんで。

私、あまり、最初に聞いたことがないんですよね。転んだとか、自分であれしたというかたちで出てくる、そういうあたりがある中での、この相談ということも非常に大事に思うので。と言いながら、育成と養護の違いというのが何かよくわからないので、そのへんを教えていただきたいと思いますが、お願いします。

(子ども家庭支援センター 丸山副所長)

育成相談の中身的には、主に不登校とか引きこもりとかいったかたちの育成相談ということになっております。本当に養護相談が、ほとんどにはなってくるんですけども、一応そういった細かく見て分類的に分けて、育成相談はそういった区分で分けております。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

ちょっと補足です。

養護相談というのは、相談の種別で定義がございまして、養護相談というのが、養育困難に関する相談というのが養護相談ということになっておりまして、その中に児童虐待に関する相談も入っておるところになっております。育成相談というのは、先ほど申しましたように、不登校の相談であったり、それから、育児、躰に関するご相談などがここの中に入ってくるようになっております。

比較的、そういった見ていただいてわかりますが、保健相談については、例えば母子保健課であったり、それから、障害であれば障がい福祉課であったり、育成相談なんかでしたら、保育園、幼稚園、それから、学校なんかは相談が多分、行っているんじゃないか、行っていれば、我々のところに直接相談が来る分はこういったかたちだと少ない感じで見ているということになっております。

(宮地委員)

結局、相談事業は、家庭教育力を上げることにつながっていきたくらうと思いますので、是非とも、そういう視点でも対応していただければと。色んなところへ今後、また変わってくるだろうと思います。要は、どのカテゴリに属するかというのは、いわゆる行政が仕分ける部分の何らかの部分があるけれども、本当に困っている部分への手が届くようなかたち。それが、吸い取れるようなコンシェルジュ的な部分でいいだろうと思いますので、是非それが、そういうかたちで家庭教育力の向上につながるような視点でも対応していただければありがたいと思います。分類はおそらくきちっと分かれているだろうと思います。がらの質問で、余計なことを言いました。是非お願いしたいと思います。

(有田会長)

それでは、重点施策⑤の障害児支援の充実、よろしくお願いいたします。

(子ども育成課 藤宗主幹園長子ども発達支援担当係長事務取扱)

私のほうからは、重点施策⑤障害児支援の充実。発達障害児の早期発見・早期療育支援体制、新生児聴覚検査事業、在宅障害児の支援体制の推進、サポートファイルの活用推進について報告いたします。

51 ページをお願いします。早期発見・早期療育支援体制の図になっています。早期発見の重要な機会となるのは1歳6ヶ月児健診です。1歳6ヶ月児健診の受診率は、これまで全国平均を下回っていましたが、日曜健診や幼稚園、保育園との連携、それから、平成25年度に開始した未受診者訪問による受診勧奨の効果もあり、平成27年度の受診率は92%。28年度は図にあるように96%と向上しています。受診率の向上にともない早期発見の機会が拡大してきたと言えます。また、未受診となるお子さんにつきましても、保育園や幼稚園との連携により相談につながるケースが増えてきています。

早期発見後に大切なのはお子さんの発達課題に応じた具体的な支援となりますので、専門機関につながるまでの支援として、子ども発達支援センターでは、真ん中より下になりますが、親子通園施設ひまわり園や早期療育教室、心理士相談、園への技術支援などを実施しています。

相談等の実績については、図の中に示してありますので、ご覧ください。

次に、図2になります。1歳6ヶ月児健診における精神発達面の有所見率の割合の推移を見たものになります。平成21年度から発達障害児の早期発見の取組を開始し、平成23年度以降からは有所見率20%ぐらいになっておりまして、スクリーニングの制度は安定してきたものと考えております。

続いて、54ページになります。こちらは子ども発達支援センターの相談支援体制のフロー図になっておりますのでご参照ください。

続きまして、新生児聴覚検査事業です。これは母子保健課の事業になります。平成28年5月から、子どもの聴覚障害を早期に発見し、早期に療育につなげるため、高知県内の産科医療機関に委託し、新生児の聴覚検査を無料で実施しています。28年5月からの実績については、図の下のほうにお示ししてあります。

次は、在宅障害児への早期支援についてです。支援体制の推進のほうです。在宅障害児は医療機関からの連絡や母子保健課で行っています、あかちゃん誕生おめでとう訪問などを通じて把握されます。お誕生日を迎える頃までは、主に医療機関での治療だったり、リハビリが中心となりますが、同時に母親、保護者の心情面のサポートはとても重要になってきます。

そこで、平成27年の4月から親子通園施設ひまわり園に「ゆったりっこ」クラスを新設しました。こちらは対象が心身に障害を持つ発達のゆるやかなお子さんと保護者となりまして、早いお子さんは生後2ヶ月くらいから来てくださっています。大体4歳くらい

までのお子さんが参加されています。

スタッフは、保育士、保健師、理学療法士などで、親子マッサージやふれあい遊びをとり入れながら個々のお子さんの発達に応じた支援を行っています。

図のほうは、参加児の主な診断名になっています。

次に、サポートファイルを効果的に活かした関係機関との連携について説明いたします。就学前の支援が必要な児童への支援体制は図にお示ししたとおりです。サポートファイルは児童への支援が途切れることなく引き継がれるために、子どもさんの基本情報や今までどういった機関でどういった手立てやサポートを受けてきたかなどをこれまでの情報を1つのファイルにまとめたもので、保護者と関係機関の間で情報を共有しやすくするためのものになっています。就園や就学时、医療にかかる時など様々な場面で活用が見込まれています。サポートファイルの所持率については、下の表にお示ししてあります。

今後の方向性といたしましては3点あげております。1つは、発達障害児の早期発見・早期療育の体制整備と、今後はさらに内容の充実を図ってまいります。2つ目は、平成27年度から実施している「ゆったりっこ」クラスは早期支援の場となっており、今後も関係機関と連携しながら内容をより充実させてまいります。3つ目は、サポートファイルの所持率は徐々に増加してきており、今後も引き続き活用推進の取組を進めてまいりたいと思っています。

子ども育成課からの報告は、以上となります。

(障がい福祉課 嶋主幹)

続きまして、障がい福祉課から障害児支援の充実といたしまして、相談支援体制、小学校就学前の子どもに対する早期支援、放課後や休日・長期休業への支援、卒業後に向けた支援についてご報告させていただきます。

60 ページをお願いします。相談支援体制ですけれども、東西南北の4地域に障害者相談センターを総合相談窓口として設置しています。そして、サービスの利用など様々な相談をお受けしていますが、平成28年度に4センターが受けた児童の相談実人数は440人です。その中で、発達障害児、知的障害児に関する相談は多くありました。相談内容といたしましては、新規福祉サービスに関することですか、福祉サービスの更新に関する手続きの対応等が多かったです。

続きまして、61 ページですけれども、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用申請する際にサービス等利用計画書が必要です。利用計画書は、指定特定相談支援事業所や指定障害児相談支援事業所が作成するものと保護者が作成するセルフプランがあります。

指定特定相談支援事業所数ですけれども、29年9月末では33箇所。28年度末からいうと2事業所増加しています。指定障害児相談支援事業所は、22箇所です。28年度末からいうと1事業所増加をしております。

29年9月末時点での障害児通所支援決定児童数ですけれども、730人です。その中で

セルフプランをご希望されたかたが 115 人いらっしゃいます。セルフプランの作成に支援が必要なかたにつきましては、障害者相談センターが作成援助を行っております。障害者相談センターの相談員や指定特定相談支援事業所の相談支援員の専門性を高めるために、1～2ヶ月に1回、勉強会や研修会を実施しています。

次に、62 ページです。障害児通所支援の事業所数及び利用状況ですけれども、未就学児を対象とする児童発達支援事業所は、昨年度末より平成 29 年 9 月末時点で 2 事業所増えています。医療型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所数は変動がありませんけれども、就学児童を対象とする放課後等デイサービスは 8 事業所増えています。放課後等デイサービスは事業所数増にともないまして、利用決定児童数も平成 29 年 9 月末で 521 人と大幅に伸びております。

めくっていただきまして、63 ページから 65 ページまでは、事業内容と利用状況とをグラフで再掲したものです。

ページ 66 ですけれども、障害児長期休暇支援事業は、夏休みに特別支援学校において実施をされておりますけれども、利用児童数はあまり増減ありません。これは、放課後等デイサービス事業所が増加したことから、こういったことが考えられます。

めくっていただきましてページ 67。卒業後に向けた支援ですけれども、一人一人の適性や障害に応じた多様な働き方ができるよう、特別支援学校において進路相談会が開催されております。平成 29 年度 9 月末現在で 7 回参加をしております。

また、卒業後の進路の 1 つに企業等での就職が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上を図るための訓練を行う就労継続支援 B 型事業といったサービスがあります。卒業後、こういった就労継続支援 B 型事業を利用する場合は、在学中に就労アセスメントを行う必要があります。特別支援学校高等部 2 年生を対象に就労アセスメントを実施しております。

その校外実習等に出向きまして、作業能力を観察したりとか就労能力を評価するアセスメントの評価につきましては、後日、本人、保護者、学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所と共に確認を行い進路に活かしていけるよう取り組んでおります。昨年度末に県下統一のアセスメントシートができましたので、29 年 4 月よりこのシートを用いて実施しております。

68 ページですけれども、まとめと今後の課題です。サービスを利用するにあたっての障害児支援利用計画の作成体制は一定整ってきておりますけれども、子どもの多様なニーズや生活状況に沿った生活支援を行うためには、相談支援専門員の質の向上が課題となっております。また、身近な相談機関である障害者相談センターや障害福祉サービスの周知を様々な機会を通じて今後も引き続き行っていきます。

2 点目といたしましては、放課後や長期休暇を支援する放課後等デイサービス事業所は増加傾向にあります。

次の行の「平成 29 年度においては、9 月末時点で新たに「7 事業所」増え」ですけど、

これは、「8事業所」です。すみません。間違いです。

事業所数の増加にともない利用児童数も増加をしております。事業所は、一定確保されましたけれども、それぞれの子どもの障害特性や発達に沿った支援が必要であり、事業所職員のスキルアップを関係機関と連携し、取り組んでいきます。

3点目ですけれども、卒業後に向けて保護者や関係機関とともに生活や進路の相談会へ今後も参加をしていきます。就労アセスメントを特別支援学校や就労支援事業所と連携して実施していくとともに、支援が途切れることなく次の機関につながるよう支援を行っていきます。

以上で、報告を終わります。

(教育研究所 寺尾特別支援教育班長)

特別支援教育の充実について説明をさせていただきます。まず、70 ページをご覧ください。見たらと思います。そこに示させていただいているのはフロー図になります。就学前の特別な支援を必要とする子ども達が、それぞれ小学校、中学校、義務教育学校へ進みますと、通常学級の中で生活している子ども達もいますし、さらに、特別な場というところで特別支援学級を活用しながら生活している子ども達もいます。

特別支援学級の子ども達は、通常の学級と交流及び共同学習を図れるように、今、通常の学級でもユニバーサルデザインを活かした授業づくりであったり、個別の教育支援計画等を通して情報共有をしながら交流が図れるように取り組んでいるところです。

なお、通常の学級の中にも、やはり軽度の発達障害等の子どもさんがおいでますので、言葉の教室があったり LD・ADHD の通級指導教室があるような通級による指導を受ける子どもさんもおいでます。

それから、さらに特別な支援が必要なお子さんが特別支援学校に就学する場合もあります。特別支援学校に就学したお子さんが、また地域の学校でも交流ができるように、現在、県立の学校のほうと居住地校交流というのを年間通じてやらせていただいているようなところです。それぞれ医療、福祉等を含めまして、それぞれの関係機関とともに支援会を開催しながら連携をとっているところです。

小学校、中学校、義務教育学校の中では校内委員会、特別支援教育学校コーディネーターというものがおありまして、校内の支援体制を整備しながら、その強化を図っているところでございます。インクルーシブ教育システムの構築を図るということ。それから、子どもさん一人一人それぞれ教育的ニーズが異なります。そういったことに応じた適切な合理的配慮の提供ができるようにということで取組をさせていただいているところです。

次に、71 ページをご覧ください。これは経年の特別な支援を必要とする子ども達の推移でございます。上段が高知特別支援学校の児童生徒の生徒数、それから学級数の推移になります。29年のところが小学部 37 名、中学部 33 名、高等部 79 名、訪問 2 名、合計 151 名ということになっております。定員一杯一杯のところまで 150 名というよ

うなところを維持しているようなところになっています。

それから、下の左が特別支援学級の児童生徒数、それから、学級数の推移でございます。29年度は合計で小中、義務教育学校あわせまして合計で657名、180学級ということで年々増えているというようなところですよ。

それから、その右側が通級による指導を受ける児童生徒の推移でございます。今年度が言葉の教室が68名。そして、LD・ADHDの通級指導教室が小中あわせまして30名というようなところですよ。こちらもちょうど教室数に限りがございますので、少しずつ変動がございますが、ある一定の幅の中で推移をしているようなところですよ。

72ページをご覧ください。近年、特別支援学級等で支援を受けるお子さんが増えてきたんですけども、その中でも教育相談、就学相談の数がそれぞれ増えてきております。その推移を下のグラフで表させていただいております。教育相談は徐々にではあります、ある一定のところまでとどまっているところですよ。

その下の波線が就学前の時期の相談件数になります。平成23年は101名であったものが、現在232名というふうに2倍を越す人数となっております。このように子どもの困り感に対して、幼少期からきめ細やかな支援を受けている保護者がおられて、学校に入ってもさらに継続して支援を受けたいという積極的な相談が増えてきているのが現状ですよ。

そういった中で、病院の受診に対しての待機期間が長くなっているというような状況もあり、何とか今、こちらとしましても相談件数に対して十分対応できていないところもありますので、専門性のある方が何とか高知市に配置できないかというようなところを検討している段階でございます。そういったところで何とか対応をできたらというふうにご考えております。

73ページをご覧ください。校内支援体制整備の強化に向けた取組としましては、校内体制を組む要になる特別支援教育学校コーディネーターの専門性の向上を図るために、年間3回研修会を設けております。それから、やはり、特別支援教育は学校全体で実施するものでありますので、特別支援学級の先生だけではなく、通常の学級の先生方にも専門性を築いていただくというところで、上にありますように、それぞれの法令研修であったり年次研修、それから、校内研修等に出向きまして先生方の特別支援教育の専門性の向上を図っているところでございます。

そして、74ページになります。就学前から小学校へ、そして、小学校から中学校、中学校から高校へというそれぞれの学校間の引継ぎについては、今、できるだけ丁寧に、必ずよろしく願うということをお校長会等でも呼びかけをしているところですよ。コーディネーターにも第3回目の1月の研修会の際にはお願いをしているところですよ。

そして、学校間の引継ぎだけではなく学年間の引継ぎについても、やはり、最近は相談もあがってきておりますので、そういったところをきめ細やかな引継ぎをお願いしているようなところですよ。

75ページになります。より良い支援の充実を図るために、就学先への支援の引継ぎをお

願っているというようなところになります。平成 28 年度の結果になるんですけども、発達障害の診断、判断のある児童生徒の個別の教育支援計画と個別の指導計画作成率なんですけど、小学校等では 85.1%、中学校では 76.7%となっております。まだまだ 100%の子どもさんには届かないところなんですけれども、やはり、どの子どもさんにも教育的ニーズがあって、きめ細やかな支援が実現できるようにということで、平成 30 年度、来年度になりますけど、目標作成 100%を一応掲げておるところです。

そして、就学相談も就学前の子どもさんの相談も三段階に分けて、それぞれ実施させていただいているようなところなんです。引継ぎにつきましても、それぞれ 12 月、2 月～3 月、そして 4 月というふうに、順次滞ることなく行っていただけるように取組を行っております。

そして、特別支援学級の先生方の専門性の向上を目指した取組というところで、それぞれ新任特別支援学級担任研修を早い段階で 3 回実施させていただいております。そして、特別な教育課程を多く含んでいる知的障害特別支援学級充実事業というのを平成 26 年度から実施させていただいております。そういう中で知的障害学級の充実を図っております。

そして、本年度、新たに自閉症・情緒障害特別支援学級の充実研修というものを実施させていただいております。特別支援学級の半数、50%を超える子どもさんが、自閉症・情緒障害の学級に在籍していらっしゃいますので、通常の教育課程に準ずるといふかたちではございますが、やはり校内の中で苦戦している子ども達が多いので、コーディネーターの先生方と一緒に研修を受けていただくというようなことをさせていただいております。

中でも自閉スペクトラム症の子どもさん達が非常に増えてきておりますので、そういったことを具体的な話を用いて研修をさせていただいたところなんです。

最後になります。まとめと今後の課題としましては、研修等あるいは支援会の充実を図るとともに、特別支援学校、特別支援学級、そして、通常の学級における教員のそれぞれの特別支援教育に関する理解と専門性の向上を図りたいと考えております。そして、発達障害の診断、判断のある児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画、通常の学級も含めて作成率 100%を目指したいと考えております。

そして、既に作成されている子ども達の個別の教育支援計画等につきましても、質的な向上、確実な引継ぎを図っていくために校内支援体制の整備とその充実をコーディネーターとともに図ってまいりたいと考えております。

それから、特別支援学級のお子様とか、そういったことに対しての相談数も大変増えてきておまして、授業等の充実を図りながら、学校とともに計画的に支援会を開く等、取組ながら一人一人のニーズにあわせた学びが保障できるような体制整備づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(有田会長)

この重点施策⑤の障害児支援の充実につきまして、ご質問ございませんでしょうか。ご意見。

(芝委員)

企業のほうでは障害者の雇用率というのを厚生労働省のほうから枠を決められていて、それに取り組んでいるんですけど、なかなか障害者の雇用を達成することが難しいという話もちよこちよこ企業のほうから聞くんですけど。

よく話を聞いている中では、どんな仕事をやらしてもらえかがよくわかっていない経営者の方もいっぱいいるような感じが、私、します。罰則を払って解決しようという方もいるんですけど。

そこと、高等学校を卒業されて就職に結び付けるまでのお世話を高知市のどこが、そういう関係をやられているかをおたずねしたいですが。

(障がい福祉課 嶋主幹)

主に学校の進路担当の教諭が行っております。

高校1年生の時から校外実習とあって、段階を踏んで、1年生でする時には1回とか、2年生では春と秋に2回というふうに。それから、企業の実習にしましても、色んな企業を先生方がまわって、うちの生徒を実習で受け入れてくださいとかたちで開拓をしていって、そこで実習を重ねて雇用につくとか、実習だけで終わってしまう場合もあります。それと卒業した後、すぐには企業につくなくても障害者職業センターのほうで、その児童の適性を見極めて、この子にはこういった業種が向いているみたいなどころを見極めた後、企業のほうに就職していくパターンもあります。

(有田会長)

いわゆる経営者側の組織と行政の組織の中で、どこかで窓口が1つできることはできないわけですか。個々の学校とか個々の企業に行くとかじゃなくて。

(障がい福祉課 嶋主幹)

県の障害保健福祉課のほうに就労支援チームがございまして、県のほうが企業とのパイプ役になって、色んな企業の開拓と雇用の促進等、それから、賃金のこと等、色んなところを取り計らっています。

(有田会長)

ほかにありませんか。

①から⑤まで協議、進みましたけれども、時間が来てしまいましたので、この場で事務

局に質問をしておきたいことがありましたら、どうぞ。ありませんでしょうか。

(宮地委員)

これから始まってくる幼稚園、保育所の無償化の部分が非常に大きな流れをまた生んでくるのではないかと。

要は、幼稚園4時間、保育所、認定こども園11時間の分を無償にしていくというふうなことになる時に、今、1号、2号の子ども達が家庭によって変動するだけのところもありますけど、大阪の守口市が社会実験で無償化を実践した時に何が起きたかという、2号子どもが非常に増えてきた。2号子どもが増えるということは、かかる費用が莫大になってきて、さらなる待機児童、あまり高知市では待機児童がいないところですが、待機児童が増えてくる公算が非常に大きいことと、費用が大きくなっていく。そのへんの部分を今後、検討していただければありがたいかなと。大きく変わってくるだろうなと。

特に、当初、国の制度が幼児教育の無償化ということで進んでいたはずが、保育が入って来た。認可保育であったところが、私達は好んで認可外の施設に行っているわけではないということで、認可外のところにもどうするかというのが、今、検討して8月に結論を出す。その中には、幼稚園の預かり保育の問題が出てきたりというふうなことがあっておりますが、守口市では何が起きたかという、市のお金がなくなって社会サービスが低下した。というところまで来ている中で非常に乱暴な言い方をすると、今、絵本の事業があった中で、2ヶ月から1歳1ヶ月くらいまでの間をやっている。そうすると、今、施設に行っていない家庭で子育てをしている人達に、あまりにも光が当たっていないと、そこがどうかたちになるかという、国の政策だったら労働政策が進んでいますので、どんどん3号子どもも増えてくる。保育所ニーズが増えてくるということは、対応ができればいいんですけど、人の問題、お金の問題で大変なことが出てくる。

そういうあたりで、1つ冒険的なことを言えば、家庭で子育てをしているところに支援をする。例えば、月10万円出すというふうなかたちになれば、それで2歳まで育てるという部分も出てきている中で、そういうことも今後、考えてもらわないと大変なことになるかなという危惧をしております。

そんな部分での動きがそっちのほうに行くと、ほかの政策の中にも非常に大きな影響をもって来るかなという思いがしましたので、余計なことですが何か気になっていたのも、そのへんの対応を考えながら進めていただければありがたいかなと。

結局は、家庭での教育。施設だけに頼っていけば、サービスはさらなるサービスを生むというかたちで、いくらでもお金があっても足りない。これ、待機児童、今、国単位ですべてありますが、あの20万人なんていう待機児童数を解消するなんていったら何人保育士が要するでしょうね。保育士がいない。そんな中で、できるはずがないようなことが出てくるので、ちょっとこのへんが大きな影響をもって来るかなと。

色んな政策を手厚く、途切れのないようなかたちで進めている部分に、非常に心配な部

分がありますので、余計なことですが発言をさせていただきました。以上です。

(有田会長)

意見ということで。ほかにございませんか。

そしたら、ほかにご意見、ご質問がないようであれば、今回の重点施策の取組みについての評価につきまして、お手元にある提出用の用紙に記入していただきまして、後日、郵送で事務局のほうに提出をお願いします。

「高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について」

(有田会長)

続きまして、議事(2)高知市子ども・子育て支援事業計画の変更につきまして、事務局から、説明をお願いいたします。

(子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱)

高知市子ども・子育て支援事業計画の変更について説明をさせていただきます。

事業計画の変更内容は、平成29年度が平成27年度から31年度までの5ヶ年の事業計画の中間年にあたることから見直しを行うもので、昨年8月22日に開催しました子ども・子育て支援会議でご審議をいただき、量の見込み及び量の見込みに対する確保方策の変更を行うことについてご承認をいただきました内容にかかる部分を今回、変更を行うものです。

お手元に配布しております資料2-1、資料2-2をお願いします。変更内容は事業計画に記載している教育・保育、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、妊婦健康審査、乳児家庭全戸訪問事業の5つの事業について変更を行うものです。

資料2-1は、変更内容を反映したものになっております。

それでは、変更内容については資料2-2のほうで説明をさせていただきます。子ども・子育て支援事業計画については、平成26年内閣府告示第159号の基本指針で、子ども・子育て支援法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となると規定されていることから、国作成の中間年の見直しのための考え方、作業の手引きを参考に見直しを行い、5事業の量の見込み、確保方策及び各論の主な関連事業等の変更を行うものです。

昨年8月の第1回子ども・子育て支援会議で、見直しの考え方についてご説明をさせていただきましたが、保育・教育の量の見込みにつきましては、平成28年4月1日時点の1号認定、2号認定、3号認定などの支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要とされて

おり、平成30年度、31年度の保育、教育の量の見込みについて見直しを行うものです。

見直しの計算式は、高知市において設定した提供区分ごとに直近の支給認定区分ごとの子どもの実績値、実績の人数を就学前児童数で割った支給認定割合、これに平成19年度から平成28年度までの各年度の高知市の出生数の前年度の出生数に対する割合の10年間の平均値に基づき算出されます推計児童数を掛けて算出された数値が量の見込みとなります。

それから、地域子ども・子育て支援事業につきましては、手引きで、必要に応じ量の見込みについて見直しを行うとされており、実績との乖離がある4事業の量の見込みの見直しを行うものです。

資料2-2の2ページ、3ページの上の段に教育・保育の市域全域の平成30年度、31年度の変更前のものを載せています。そして、下の段が見直しを行った平成30年度、31年度の変更後の数値が反映されたものとなっています。

4ページは、平成30年度の教育、保育の市域全域の区域別の変更前のもので、その右のページが見直しを行った変更後の数値を反映させたものとなっています。

6ページ、7ページは、平成31年度の変更前、変更後となっています。

8ページ以降は、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、妊婦健康審査、乳児家庭全戸訪問事業の4つの事業の変更前と見直しを行った変更後の数値を反映させたものとなっています。子育て短期支援事業を除く3つの事業は平成30年度、31年度の部分を見直ししております。子育て短期支援事業につきましては、従来のショートステイにトワイライトステイを平成29年度から追加し、ご覧のとおり2つの類型に分けて記載をします。

次に、各論の子育て短期支援事業について記載されている部分としまして、こちらは資料2-1のほうをお願いしたいですが、これを1枚めくっていただきまして、51ページが該当するところになります。

子育て短期支援事業となっている部分を子育て短期支援事業（ショートステイ）、それから、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の2つの類型に変更をします。以上で事業計画の変更についての説明を終わります。

（有田会長）

何かよくわかったような、わからないようなところ、ありますけれども、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

これは、国の算出に基づいた計算で得たものということで理解してよろしいですか。

（子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱）

はい、そうです。

（有田会長）

ご質問、ございませんでしょうか。

ご質問は、無いようでございますので、平成 29 年度諮問第 2 号事業計画を変更案のとおり、変更することにつきまして異議の無いかたは挙手をお願いいたします。

▲▲▲ (挙手全員) ▲▲▲

全員一致で承認されました。

これで全ての報告が終わりました。委員の皆様、色々ご意見ありがとうございました。それでは、事務局のほうにお返ししたいと思います。

(子育て給付課 井本課長補佐給付担当係長事務取扱)

来年度のスケジュール等についてご説明をさせていただきたいです。お時間を少しいただきたいです。

現行の子ども・子育て支援事業計画は、平成 27 年度から 31 年度までの 5 ヶ年の計画となっておりますが、平成 30 年度からは平成 32 年度からの次の計画の策定準備に入りたいと考えています。

それで、計画策定にあたり幼児期における教育・保育や地域子育て支援事業等の利用状況及び将来の利用規模、そのほか子育てに関する生活実態や意見等を把握するため、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を平成 30 年度に実施することを予定しております。このニーズ調査の結果については、子ども・子育て支援会議へご報告させていただきます。

それで、このニーズ調査の結果報告を含め、次の計画にかかる会議を 2 回、そして、事業計画の点検評価を行う会議を 1 回の計 3 回の開催を予定しております。

以上が、来年度の子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援会議のスケジュールとなりますので、よろしく願いいたします。

(子育て給付課 中屋課長)

委員の皆様、活発なご意見、ありがとうございました。これをもちまして平成 29 年度第 2 回高知市子ども・子育て支援会議を終了いたします。有田会長はじめ委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

▲▲▲ (終了) ▲▲▲